

防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設	行政機関名	防衛省
税目	法人税、所得税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設 (国税1)(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>○ 制度の概要</p> <p>我が国に対する武力攻撃や大規模災害が発生した際、自衛隊は大きな人的勢力を必要とするが、平素からその人的勢力を確保するには多大なコストを必要とすることから、いざというときに速やかに必要な人的勢力を確保するため、非常勤の自衛隊員である予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の制度を設けている。</p> <p>本租税特別措置等は、予備自衛官等である雇用者を1年間で2人以上、かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした事業主に対して、増加した予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の法人税額（個人事業主の場合は所得税）の税額控除を行うものである。なお、控除額は当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。</p> <p>○ 適用要件</p> <p>以下のすべての要件を満たすことが必要</p> <p>ア 青色申告書を提出する事業主であること</p> <p>イ 適用年度に、事業主都合により離職をした予備自衛官である雇用者等がないこと</p> <p>ウ 適用年度に予備自衛官等である雇用者数を2人以上、かつ10%以上増加させていること</p> <p>エ 適用年度における予備自衛官等である雇用者の給与等の増加額が、一定水準（前期の予備自衛官等の給与等の支給額×予備自衛官等である雇用者の増加割合×30%）以上であること</p> <p>○ 中小企業者等の特例</p> <p>中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とする。</p>
3	担当部局	防衛省人事教育局人材育成課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	3年間（平成28年4月～平成31年3月）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>予備自衛官等の手当のみにより生計を立てることは困難であり、予備自衛官等は他に生業を持つ必要がある。予備自衛官等は平時において所要の訓練を行い、防衛招集、災害招集等の命令に備えており、予備自衛官等であることと生業との両立は容易ではなく、予備自衛官等の雇用に消極的な企業の多くが予備自衛官等の出頭等により業務に支障が出るとするアンケート結果もある。</p> <p>このようなことから、予備自衛官等の充足率は66.5%（平成26年度末）に留まっているが、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支え、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・</p>

		<p>安全の確保に寄与するため、予備自衛官等を雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、企業行動を変革させ、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育</p> <p>近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。</p> <p>そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。</p> <p>女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び米典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。</p> <p>社会の少子化・高学歴に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。</p> <p>さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的スキルを要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</p> <p>○ 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄）</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(3) 人事教育</p> <p>近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。</p> <p>(エ) 予備自衛官等の活用</p> <p>より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の</p>
--	--	---

		<p>乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。</p>
	2	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立</p> <p>施策：人事教育施策の推進</p>
	3	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本租税特別措置等を新設することにより、平成28年度から平成30年度までの3年間で、予備自衛官等1,140人の増加を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置等の新設を通じて増加した予備自衛官等である雇用者の数</p> <p>本租税特別措置等は新設のため、本租税特別措置等を適用した法人が一定数確保された段階で、予備自衛官等を雇用した法人等に対してアンケート調査を実施し、予備自衛官等の被雇用者の増加について、本租税特別措置等による寄与度を分析することにより、直接的な効果を事後検証することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置等は、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものである。その結果、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えることができ、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>1 適用数等</p> <p>28年度 380人（見込み） 29年度 380人（見込み） 30年度 380人（見込み）</p> <p>※ 別紙「減収見込額等の推計」を参照。平成29、30年度の適用数（見込み）については、現時点において明確でないことから、平成28年度と同数とした。</p> <p>2 減収額</p> <p>28年度 164百万円（見込み） 29年度 164百万円（見込み） 30年度 164百万円（見込み）</p> <p>※ 1 別紙「減収見込額等の推計」を参照。平成29、30年度の減収額（見込み）については、現時点において明確でないことから、平成28年度と同額とした。</p> <p>※ 2 所得税のデータが不明のため、所得税の減収額を0と仮定して、法人税及び法人住民税で算定している。</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、防衛省では、予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官等は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、各種の任務に就くことになっている。予備自衛官等は、平素はそれぞれの職業などについているため、仕事のスケジュールを調整するなどして、訓練や有事の際の招集に参加する必要がある。したがって、予備自衛官等の制度を円滑に運用するためには、予備自衛官等を雇用する企業の理解と協力が不可欠である。</p> <p>このため、本租税特別措置等を新設し、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、効果的かつ効率的に予備自衛官等の充足向上を図る必要がある。</p>	
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>本租税特別措置等を新設することにより、平成28年度から平成30年度までの3年間で、予備自衛官等1,140人の増加を目標とする。目標を達成し、予備自衛官等の充足率が向上した場合、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支え、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本租税特別措置等が新設されなかった場合、予備自衛官等の充足率が更に低下し、予備自衛官等制度の実効性が危ぶまれるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本租税特別措置等が新設されれば、適用期間3年間に於いて1,140件の本租税特別措置等の適用が見込まれ、減収額は合計で492百万円と推計される。これにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることができ、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるため、本租税特別措置等による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置等は、雇用促進等のための企業減税において、一定の特例を設けられていることと公平の観点から整合を図りつつ、全ての事業所を対象として、かつ、金銭給付に比し、より簡便な手続でもって、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものであり、予備自衛官等の充足向上施策として効果的かつ効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現在、予算措置として運用している即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官が訓練招集や災害等招集に応じるために、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担（休暇制度等の整備、即応予備自衛官の訓練出頭等により回収できない維持的な経費の支出等）を考慮して支給している。</p> <p>それに対して本租税特別措置等は、予備自衛官等を積極的に雇用する企業へのインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の雇用を促進し、予備自衛官等の充足向上を図るものであり、即応予備自衛官雇用企業給付金とはその主旨及び性格が異なる。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>予備自衛官等の充足向上が必要であることは理解できるが、「3年間で1,140人」の増加が達成できるか疑問。</li> <li>他の制度との公平性は考慮しているが、予備自衛官等が訓練や招集で長期間休業するなどの特殊性を鑑みた場合、一般の労働者との差別化が必要ではないか。</li> <li>本要望では、予備自衛官等が直接、経済的恩恵を受けられるものではないため、この制度により予備自衛官等が増加するとする確たる論拠が必要。</li> <li>本要望以外にも有効な手段を検討する必要がある。</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

別紙

**減収見込額等の推計**

本租税特別措置等を新設することにより、予備自衛官等の雇用に係るインセンティブが働き、積極的に予備自衛官等を雇用する企業が増加し、予備自衛官等が増加すると仮定。

**1 適用数**

- ① 予備自衛官等である雇用者30,332人のうち、大企業に勤めている予備自衛官等が20%、中小企業に勤めている予備自衛官等が80%と推計(※1)。
- ・ 大企業 :  $30,332人 \times 20\% = 6,066人$
  - ・ 中小企業 :  $30,332人 \times 80\% = 24,266人$
- ② ①のうち、利益を上げている企業に勤めている予備自衛官等の数は、大企業の70%、中小企業の30%と推計(※2)。
- ・ 大企業 :  $6,066人 \times 70\% = 4,246人$
  - ・ 中小企業 :  $24,266人 \times 30\% = 7,280人$
- ③ ②の企業が本租税特別措置等の申請を行ない、そのうち1/3が適用要件(予備自衛官等である雇用者数を10%以上増加)を達成するものと推計(※3)。
- ・ 大企業 :  $4,246人 \times 33\% \times 10\% = 140人/年$
  - ・ 中小企業 :  $7,280人 \times 33\% \times 10\% = 240人/年$
- ④ ③により、年間380人の予備自衛官等である雇用者が増加すると推計。

**2 減収額**

- ① 法人税  
適用数に、予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の控除額を乗じて算出。
- ・  $380人 \times 40万円 = 152百万円/年$
- ② 法人住民税  
中小企業者等については、法人住民税の課税標準を控除を受けた後の法人税額とするため、法人税の減収額から法人住民税の減収額を算出。
- ・ 中小企業の法人税の控除額 :  $240人 \times 40万円 = 96百万円/年$
  - ・ 中小企業の法人住民税の控除額 :  $96百万円 \times 12.9\% = 12百万円/年$
- ③ ①+②により年間の減収額は、164百万円と推計。

**3 効果**

本租税特別措置等を新設後、初年度に当たる平成28年度は、予備自衛官等の現員37,271人(※4)+380人=37,651人となり、充足率は約67.1%(※5)。  
平成29年度の充足率は、約67.8%、平成30年度の充足率は、約68.5%と推計(※6)。

(※1)「企業アンケート(防衛省)」による。

(※2)「平成25年度会社標本調査結果(国税庁)」による。70%及び30%は、それぞれ利益を上げている大企業又は中小企業の割合を示す。

(※3)「平成25年度雇用促進計画の達成状況報告件数(厚生労働省)」による。

(※4)平成26年度末現在の現員数。

(※5)平成26年度末現在の員数から除した。

(※6)平成29、30年度の充足率については、適用数の増加見込みを平成28年度の推計と同数として算出した。

